資料２－１

障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール（イメージ）

時期	障害者政策委員会での議論	内閣府ほか関係府省・地方公共団体の動き
令和３年度	基本方針の改定に向けた議論（１年程度） ・概ね１～２か月に１回程度開催	相談体制等の在り方に関する調査研究（令和３年度予算事業） ・地方公共団体、障害者団体、事業者団体など関係者の意見を伺いつつ、相談体制、事例の収集・共有の在り方等について調査研究を実施 周知啓発活動
令和４年度 夏頃	基本方針の改定に向けた議論の取りまとめ 施行準備に関する進捗状況を報告	基本方針の改定案の作成 パブリック・コメント 基本方針の改定（閣議決定） 対応指針の改定（半年程度） 地方公共団体における体制整備 周知啓発活動
令和５年度		・改定後の基本方針を踏まえ、各府省において対応指針を改定し、周知 事業者における体制整備 ・改定後の対応指針を踏まえ、事業者において準備 周知啓発活動
公布の日（令和３年６月４日）から３年以内で政令で定める日までに施行		